

閱覽用

令和7年12月臨時会

(12月23日招集)

# 和水町議会会議録

## 令和7年12月和水町議会臨時会目次

### ○12月23日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
開会・開議	1
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定	2
日程第3 議案第85号 和解及び財産の取得について	2
閉会	15

1 2 月 2 3 日 (火曜日)

## 令和7年12月和水町議会第3回臨時会会議録

令和7年12月23日和水町議会第3回臨時会を議場に招集された。

1. 令和7年12月23日午前10時00分招集
2. 令和7年12月23日午前10時00分開会
3. 令和7年12月23日午前11時02分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸要一	10番 笹渕賢吾
11番 坂本敏彦	12番 高木洋一郎	
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(なし)
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	有働和明	書記	倉掛裕美
------	------	----	------
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	石原佳幸	副町長	藤本麻衣
総務課長	坂口圭介	まちづくり課長	野田敏治
12. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第85号 和解及び財産の取得について

---

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます）

御着席ください。

ただいまから、令和7年第3回和水町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、10番、笹淵賢吾議員、11番、坂本敏彦議員を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（高木洋一郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日、1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日、1日間に決定しました。

---

### 日程第3 議案第85号 和解及び財産の取得について

○議長（高木洋一郎君） 日程第3、議案第85号「和解及び財産の取得について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいま議題となっております議案第85号「和解及び財産の取得について」、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第12号及び同第8号並びに和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり和解し、財産を取得することについて議会の議決を求める。

令和7年12月23日提出、和水町長 石原佳幸

1. 事 件 名 和解及び財産の取得
2. 相 手 方 熊本県玉名郡和水町内田2211番地  
株式会社 丸美屋 代表取締役 東 健
3. 事件の概要 令和3年12月22日付、本契約の町有財産売買契約書により締結した町有財産売買契約及び令和3年12月22日付、本契約の町有財産無償譲渡契約書により締結した町有財産無償譲渡契約について、双方契約違反はないとした上、これを合意により解除することとする。
4. 和解の内容の要旨
  - (1) 町及び相手方は、3の事件の概要のとおり双方契約違反はないとした上、これを合意により解除する。
  - (2) 相手方は町に対し金100万円の和解金を支払う。

(3) 相手方は、5の取得する財産を町を所有権者とする所有権移転登記を行うものとし、これに利用する一切の費用は全て相手方が負担する。ただし、登記されていない物件については、この限りではない。

(4) 町は相手方に対し1,000万円の売買代金を支払う。ただし、当該代金には利息は付さない。

(5) この和解により損害が生じても、双方ともに和解の相手に対して損害賠償を請求しない。

(6) 相手方は5、取得する物件を原状に回復しなければならない。ただし、町が対象物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

## 5. 取得する財産

### 土地の表示

所在地番地目（登記）地積（平方メートル）の順に読み上げます。

- ・玉名郡和水町蜻浦字藤坂300番 学校用地 1万2,338
- ・玉名郡和水町蜻浦字柿原202番 学校用地 1万996
- ・玉名郡和水町蜻浦字柿原202番 2 学校用地197
- ・玉名郡和水町蜻浦字藤坂300番 2 学校用地84

合計 2万3,615平方メートル

### 建物の表示

所在地番、種類、構造、延床面積（平方メートル）の順に読み上げます。

- ・玉名郡和水町蜻浦字柿原202番 小学校校舎 鉄筋コンクリート造2階建て 1,744.80
- ・玉名郡和水町蜻浦字柿原202番 体育館 鉄筋コンクリート造平家建て 696

### その他

所在地番、種類、内容の順に読み上げます。

- ・玉名郡和水町蜻浦字柿原202番 附属施設等プール及びその他附属建築物、附属構造物、令和3年9月13日議決の議案第70号の議案書記載のもの、設備・家具・什器類

## 6. 財産の取得に係る金額 金1,000万円

提案理由でございます。

相手方と和解及び財産を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号及び第8号並びに和水町の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第85号「和解及び財産の取得について」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 4番、荒木です。この議案については和解の予算のときから反対をしておりますが、一度だけ質疑をいたします。

契約違反がないというふうにこれまでお伝えをしていただいておりますが、この契約書、今回の契約書の中に「双方契約違反はないとした上」という旨が、「これを合意により解除することとする」というふうに明記してあります。

これはまさに不履行や契約違反があったのでこの文章が入ってるんじゃないかと思うんですが、「双方契約違反がないとした上」という文章が入っているのはそういう理由ではないでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの荒木議員の御質問についてお答えいたします。

この件につきましては11月7日金曜日の議会全員協議会で説明を行い、そして12月議会定例会では、和水町一般会計補正予算（第6号）で、それに係る予算について可決をいただいているところではあります。

先ほどの御質問の契約違反がないということについては、契約書に記載しております、「第12条、指定用途以外の用途に供したとき」、「第13条、指定期日までに事業を開始しなかったとき」、「第14条、指定期間中に指定用途に教唆なくなったとき」、「第15条、権利を設定したとき」、このような契約違反には該当しないということで、契約違反はないということになります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 荒木さんよろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 6番、齊木幸男です。では質疑をさせていただきます。

まず、私は和解をするなら、よい条件で和解をしていただきたいと考えております。そして和解をするなら、町民の財産と権利が失われないような内容が盛り込んだ和解の条項で和解をしていただきたいと思っておりますので、質疑をします。

まず1番、和解以外の選択枠を検討したのかをお聞きします。和解以外の選択枠を検討したのか、検討したとすればメリット・デメリットを比較した考えや手法や資料、そういうものがあるか、お答えをいただきたいと思っております。

2番目、訴訟になると今まで大分、説明を受けましたが、この訴訟リスクの比較のことをお聞きします。和解と訴訟のどちらが町民の財産を守る上で有利か、町として比較検討はしましたか。まず、比較検討していないとすれば、なぜ検討しなかったのか、お聞きします。

3番目、契約書の条文に基づく訴訟可能性を検討したのかをお聞きします。契約書には違約金、保証金の不返還、原状回復義務が明記されていますが、これらの条項に基づき町が訴訟した場合、勝訴する可能性について、弁護士等から具体的な評価を受けましたか。もし受けてないとすれば、何で受けなかったのか、お答えください。

次に、訴訟費用について起きお聞きします。訴訟費用について、具体的な調査をしたのでしょうか。今回の和解案を作成するに当たり、町として訴訟に移行した場合の費用の見積りを具体的に

算出されましたでしょうか。算出されたのであれば、金額と内容、根拠を示してください。算出していないとすれば、なぜ調査を行わなかったのか、理由を説明してください。

次に、訴訟期間の見通しについてです。訴訟期間の見通しを調べたかどうかお聞きします。訴訟に移行した場合、判決までの期間について、町として弁護士等から具体的な見通しをお聞きされたかどうか。また調べてないとすれば、なぜ調べなかったのか、その理由をお聞かせください。

次に、原状回復義務です。原状回復義務を町が負担する可能性がこの和解条文には含んでおります。これは全て売手・買手、買手側の負担になると私は考えますので、原状回復義務は全て買手側が負担するような条文にしなきゃいけないと思いますが、意見を求めます。

次に、企業誘致の観点からお聞きします。これから町はいろいろな企業を誘致していくと思います。その観点からお聞きします。

今回の和解は、今後、町が企業を誘致するのにどのような影響があるか、分析はされましたか。私は今後いろいろな企業を誘致するに当たって、その企業側から見て、この町が契約を守らなくても和解で済むまち、というような評価をされるリスクについて非常に考えております。ですので、町として今後の企業誘致の観点から、こういう契約を守らなくても和解で済むまちというような評価をされるようなことがないようなことであってほしいと私は思っておりますので、町としてはそういうリスクを考えられたかどうかをお聞きします。

次に、財政負担のことから聞きます。今回の和解により、町が負担する金額は大体総額、幾らになりますでしょうか、お聞きします。

次に行きます。

和解金100万円ということですが、根拠を伺います。和解金100万円という金額はどのような根拠で算出されたのでしょうか。その根拠をお示してください。

次に、町の責任を認めるような和解の文面がこの和解には入っております。和解書には、「双方、契約違反はない」とありますが、私は一般質問で、町に瑕疵がないという質問の回答を得ています。町に瑕疵がないのであれば、「双方、契約違反がない」のではなくて「買手側に違反があるから」というふうな文面が正しいと思いますが、「双方、契約違反がない」とあるのはどうしてでしょうか。

次に、この買手側の企業、地元説明会等を求めているかどうかお聞きします。この解除に至った経緯について、買手側の企業に対して十分な説明を地元にする、町にする、そういう説明会の開催等を求めたことはありますか。

また、今後、求める必要が私はあると思いますが、そのような今回の契約解除から和解に至る説明を企業側に、町に町民に対してしてくださいというような要望を私はやってほしいと思いますが、企業側に「この経緯を町民の方に対してきちっと説明するようお願いいたします。努めてください」ということを求めたかどうか。そして求めてないとすれば、今後はそういうことを求めるのかどうか、そこのところをお聞きします。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部、質疑の内容は理解できましたか。確認の必要ありますか。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの齋木議員の御質問についてお答えいたします。

まず複数、御質問いただきましたので、答弁漏れがございましたら申し訳ございません。

まず、和解以外の選択肢がなかったのかということですが、今回、契約書に基づく違反はないということで、そうした場合に、相手方の申出による契約解除ということになりますので、和解による契約解除を行うということになります。

そして訴訟のリスクの比較ですとか訴訟の可能性についてとか訴訟期間の見通しですとか費用面とか、そういったことについて御質問いただきましたが、訴訟を未然に防ぐために和解により契約を解除するものでございますので、訴訟に対するそういったものについては検討等を行っておりません。

それから原状回復義務についてですが、こちらの議案書のほうにも記載しておりますとおり、あくまで原状に回復しなければならないと。ただしということで例外ということで、町が対象物件を原状に回復させることが適当でないときとは現状のまま返還することができるということで、あくまで例外ということでただし書で定めているところです。

それから企業誘致の観点で、今後、誘致に対して分析を行ったのかということですが、これにつきましても、12月の定例議会の中でも一般質問の中でお答えしましたとおり、この跡地につきましては企業誘致の候補地として積極的に誘致を強化してまいりたいと考えております。

今後、熊本県への台湾の半導体メーカーの進出に伴いまして関連企業の立地が相次いでいる現在、本町にとりましても大きな好機であり、この機を追い風と捉えて関連企業の誘致を念頭に、多方面に対してトップセールスによる積極的な売込みを行っていきたいというふうに考えております。

当然、これまでの経緯を踏まえまして、地元の皆様の御理解、そして御協力を最大限に得た上で事業となりますけれども、地域の皆様に愛されてきた旧菊水南小学校跡地の活用によりまして、旧南校区の地域活性化はもとより町全体の発展や雇用の創出につなげてまいりたいというふうに考えております。

それから財政負担についてですが、今後、町に所有権が移転したからには町で管理していくということになりますので、12月議会定例会の補正予算の中で計上しておりましたが、その土地の維持管理に係る費用、1回分でしたが約30万円程度を予算計上しておりましたので、来年度から

その回数に応じて草刈りの費用というものが発生してくるかと思います。

それから和解金の根拠についてですが、これはあくまで違約金ではなく和解金ということになりますので、和解金の趣旨というのは紛争や契約関係を円満に解消するために当事者間で取り決める金銭のことになります。

今回のケースは訴訟や損害賠償請求を前提とする違約金ではなく、あくまで双方合意による契約解除に伴う和解金という性質のものになります。金額設定につきましては、紛争や契約関係を円満に解決するために当事者間で取り決めるということが前提である中で、当時、町から企業側へ売却した際の売買代金100分の10に相当する額を基準としております。

この設定は行政が公共工事や業務委託契約等で設定する一般的な補償金の額に相当し、また企業側と合意の上で交わした契約書にも記載されている補償金の額にも相当いたします。訴訟等を前提するものではなく、円満かつ早期に契約を終了するという和解の目的に照らして、町としては双方が合意し得る妥当性のある金額設定というふうに認識しております。

それから、違反がない理由ということですが、こちらにつきましても、契約書に記載しております第12条の指定用途以外の用途に供したとき、第13条の指定期日までに事業を開始しなかったとき、そして第14条の指定期間中に指定用途に供さなくなったとき、第15条の権利の設定をしたとき、このようなことに該当しておりませんので、契約違反はないということになります。

それから、解除に対して地元への説明会の開催を求めたのか、また、行う予定はあるのかということですが、相手方につきましては指定期日の延長をされた時点で地元の区長をはじめ地元への交渉・説明を行われております。ですので、今後、契約解除について、改めて相手方から地元へ説明を行うという予定はありません。また、町のほうからそのようなことを求める予定もございません。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） では、2回目の質疑でございます。

まず、和解金100万円というのは安いと思います。先ほど申しましたとおり、今回は和解をするなら町民に対しての財産と権利が失われないような、そしてより有利な条件で町が和解をするという観点から質問しています。

ですので、私はこの和解金100万円は安いと思います。どうして安いかというと、契約書にまず違約金が300万円、そして内金の100万円は返さなくていいということで400万円は支払うような契約書になっております。ですので、和解金は300万円以上が妥当だというふうに考えております。

質疑をちょっと続けますが、この契約から和解に至ってますが、もう根本の一番のこの条件の元は何ていうかということ、「3年間で事業を始めてください」というのがまず根本だと思うんです。今回は3年間で始まらなかったの、プラスあと3年間延長もしました。大分、町は譲歩も

してさしあげてるんじゃないかというふうに私は考えておりますが、そのような状況の中でこの和解が出ておりますので、できるだけ有利な条件で和解するのが妥当じゃないかというふうに考えております。

今、質疑のお答えがありました。私は和解金は今おっしゃったとおりの状況で100万円になったということですが、2回目の質疑として、どうしてこの違約金300万円ぐらいを基にして和解金のお金を算出できなかったか。もしくは300万円という数字はもう話合いの途中には持てなかったのか、そこのお聞きします。

もう一つは、訴訟のリスク・期間・費用の面ですが、検討しなかったという質疑がありました。しかし、今まで全員協議会または一般質問、いろいろ質問や質疑をしてきましたが、町は訴訟リスクや期間を見て、できるだけ早く和解をして次の活用をしたいというふうに言われますが、費用面からだけ見れば、訴訟の費用と期間というのは幾らぐらいか算出しないと、この和解金100万円という数字も出てこないんじゃないかと思うんですね。

もしも、この訴訟費用が10万円ぐらいだったとすればそれは妥当かもしれませんが、もしも訴訟をしたことによって300万円以上のお金を買手側から受け取るようなことができたなら、これは訴訟しても十分見合うんじゃないかと金額的には考えられると思うんですね。期間をかけたとしても和解金100万円よりももっとたくさんの金額を買手側から納めてもらうようなことができる。それはまず訴訟に勝たなければいけません。しかし、今、聞いたところによると、期間も訴訟のこの内容もしなかったということです。

しなかったというのに、今まで何回も訴訟リスクとか訴訟期間とか言われますが、根拠にならないんじゃないかと思うんですね。ですから、どうして期間とか費用をしなかったのか。しなかったとすれば、今すぐやってもらいたいと思います。その2点をまず再質疑としてお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず300万円、その100万円、和解金が安いんじゃないかとかそういったお話がありましたけれども、まず先ほども言いましたとおりの和解金ということで、あくまでそのプロポーザルの要領で出てます100分の30ですとかそういったものではないということについては、これまで御説明してきたとおりの御理解いただければというふうに思います。

それから訴訟リスクの費用と和解金のことについて、比較された上でいろいろ御質問をされて

おりますが、これは全くその訴訟のリスクを和解金に含めるですとか、そういった和解金というものは性質ではございません。他の自治体の例を取りましても、訴訟となった場合には、長期的な期間、それから費用、そして周囲に当たる社会的な影響等が発生してきます。そういったことを踏まえまして、町に与える悪影響と申しますか、そういったものがひいてはその住民の不利益につながるものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 3回目の質疑として、訴訟のことをもう一回だけ聞きます。

今、質疑のお答えがあったとおり期間とか費用とかありますが、それならば、やはりこの和解金100万円とその期間、費用、行政はよくお幾ら期間とか費用等をしっかり資料を出して今まで答弁されますが、訴訟費用と金額、そういうものを金額化、やはり見える化して対比してもらわないとできないんじゃないかと思うんですよね。最低でも訴訟に当たっての費用ですね、それを見積りぐらい取ってからこれぐらいかかりますとかですね、期間だったら1年ぐらいとか2年ぐらいかかりますとかそういう具体的な内容を示して、そして和解はこうですよと、比較対照しなければ私はこの和解、この条文、今回の議案に対しての賛否をする場合に資料が足りないと思うんですよね。

改めて3回目の質疑として、訴訟に対しての費用、期間、そういうもののしっかり見積期間の内容を取って、またこの訴訟の和解の100万円、それと比べた場合、どちらがどういうふうに金額的・費用的をしっかりとしたこの資料ですかね、それを検討してこの和解の条項というのを提案するべきじゃないかと思いますが、町のお考えを聞きます。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、訴訟を前提とした和解ではございません。あくまで和解金について双方が合意し得る金額を設定したものです。円満かつ円滑に和解が進むように設定した金額ということで御理解いただければと思います。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 確認のため一般質問でも行いましたけれども、質疑を行いたいと思いますが、和解及び財産の取得ですね、私はこの和解でいいのかというふうにそもそも思います。

和解金の意味を調べてみますと、法的トラブルの当事者同士が互いに譲歩し、これで争いを終わりにしましょうと合意した際に、その解決のために支払われる金銭の総称というふうになっています。

そういった状況であったのか、あったのであれば、それは和解ということのできたんでしょうけれども、そういう状況が果たしてこれまで丸美屋さんとの関係であったのかどうか、お聞きをします。

○議長（高木洋一郎君） そういう状況というのは分かりますか。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの笹渕議員の御質問についてお答えいたします。

先ほど話がありました、民法上和解といいますのは、当事者が互いに譲歩をして、その間に存する争いをやめることを約することによってその効力を生じる、というふうに定義されております。

あくまでその紛争があつてるのかという話でございますが、この南小学校の件に関しては、これまで議会等でもいろいろ御質問があつてとおり、かなり関心の高い事項でございます。そのようなことから、今現在、紛争になっているということではございませんが、今後、紛争になる可能性もございます。そうしたことで議案として議会の議決を得た上で、和解を得たほうが執行部としても正当なやり方と、正当な手続というふうに考えておりますので、今回、議案として上程したものです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 今の答弁では、訴訟の可能性があるということでこの和解に踏み切ったというふうに私は受け止めたんですが、果たして訴訟の可能性があつたのかどうかというふうに私は思います。

質疑しますが、和解金100万円についてですが、本来なら、契約上では300万円ですね。それに対して3分の2の200万円を放棄するものと。100万円ですから200万円は放棄するというですけれども、この和解の内容の要旨の中に、「双方契約違反はない」というふうに書いてあります。

とするならば、相手と対等ですよ、そういうふうにするならば、契約書どおり300万円ではないかというふうに思います。どちらも契約違反はないということであれば、契約書どおり町にも何も非がないということであれば、それはきちっと契約どおり300万円を頂くということが筋ではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

これも重ねての答弁になりますけれども、あくまで和解金ということで違約金ではないということ御理解をいただければと思います。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

10番 笹淵議員

○10番（笹淵賢吾君） 最後に質問しますが、300万円から100万円に下げるという契約をさせていただきますけれども、相手のほうから金額を下げたいと、こういった要請があったのかどうかその1点お聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

これも重ねてこれまで答弁してきましたとおり、300万円と比較するべきものではないので、そもそもその違約金300万円ですとかそういったものではなく、あくまでその和解金としての100万円ということになりますので、ここの趣旨を御理解いただければと思います。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 6番議員、齊木幸男です。12月23日火曜日、午前10時39分。私は、議案第85号「和解及び財産の取得につきまして」、反対でありますので、反対の立場で討論させていただきます。

反対討論、議長のお許しを得て、反対の討論をさせていただきます。

この現行案には賛成できません。

理由は、町民の財産と権利を守るためです。和解するなら、より有利な条件を求める立場でありますので、この和解には反対しております。和解の条文の中の条項に反対しておりますので、反対します。

まず、本件の契約は自治体と企業が締結した公の契約のものであります。地方自治法第96条に基づき、議会の議決を経て成立するものであります。

私は一般質問において、町の契約上の瑕疵があるかどうかをお聞きしました。瑕疵、不備です、間違いですね。執行部からは、町に瑕疵はないとの答弁がありました。つまり、契約不履行の責任は町になく、買主側にあるということです。

契約書には違約金300万円、契約保証金100万円の不返還、原状回復義務が明記されており、こ

これは町民の財産と権利を守るための重要な条項であります。

しかし、今回の和解案では、町がこの買主に対して1,000万円を支払い、相手方からは和解金として100万円のみ納めていただくと、実質900万円の支出が伴っております。

本来、契約書どおりなら、町は600万円で済むのに300万円余計に支払うことになってしまいます。契約書に基づく町民の権利を大幅に放棄する内容であります。このままの条件で可決することは町民の利益を損なうものです。

さらに、12月議会の補正予算には、旧南小学校跡地の除草等維持管理業務として32万3,000円が計上されています。本来、1回分の原状回復は相手方が負担するものではないでしょうか。町がこの維持管理費32万3,000円を和解条項に入れておらないのも私は不十分だと考えております。

原状回復を曖昧にしたまま和解してしまえば、今後、町に契約上の瑕疵があったかのように思われてしまう可能性が出てまいります。町民の財産と権利が損なわれるおそれが出てくると考えます。

また、契約解除を申出に記載された住民反対という理由も妥当ではないと考えております。住民の声は工場進出そのものへの反対ではなく、3年以内の事業開始期限の厳守、そして企業進出が難しい場合の避難所整備を求めるものでした。買手側が解除理由として住民反対を上げること自体、事実と異なりますし、契約上、解除理由として住民反対を上げること自体も適切ではありません。もちろん、契約書には書かれていませんし住民反対を上げること自体、買手側の契約違反になるのではないかと考えております。

以上を踏まえ、私は次の点を和解条件として追加すべきと考えます。

- 1番、違約金相当額として和解金を300万円以上にすること。
- 2番、原状回復義務を厳格に履行させること。
- 3番、町に契約上の責任がないことを和解書に明記すること。
- 4番、地元住民への買手側の説明責任をしっかりと果たしてもらうこと。

和解であっても町民の財産を守る姿勢を示すことが議会の責務です。

以上の理由から、現行案には賛成できません。より有利な条件を求める立場でありますので、本議案には反対いたします。議員各位におかれましてはどうか町民の声と権利を守るため、慎重な判断をお願いいたします。

討論を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 次に、原案に賛成の議員の発言を許します。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

## 2番 千々岩議員

○2番(千々岩 繁君) 2番、千々岩繁でございます。今回、上程されています議案第85号「和解及び財産の取得について」。

先ほど反対が討論ございました。12月議会においても、私は一般会計予算の賛成討論の中でこの件、若干、触れさせていただきましたけども、先ほど、反対討論の中でも町民の利益ということでお話が再三出てまいります。何が本当に町民の利益につながるのか。

私たちは執行部それから住民のそれぞれの方々の思い、そういうものをやはり総合的に勘案しながら判断をしていく。全て執行部がいろいろ御提案されたことが100%オーケーとは思いませんけども、やはり是々非々でそこは私たち個人で判断をしていくべきものだろうというふうに思います。

今回100万円という和解金のことでお話があつてます。300万円にしたほうがいいんじゃないか。違約金ということと和解金というそもそも言葉自体がちょっと違いますし、趣旨も違うと思います。再三、執行部からも御説明があつてますが、やはり契約違反を前提とした違約金ではなくて、紛争あるいはこれから万が一裁判等になったときを考える、やはりいろいろな観点からそういうふうにならないように未然に防ぐという観点から、今回、合意で和解金という性質のものになったんだらうと、執行部もしっかり考えてそこは違約金じゃなくて和解金で穏便に済まそうというところでいかれたと思います。

前回、執行部の説明がございました。仮に町が契約書に基づく違約金として売買代金の100分の30を強く主張する場合、相手方との協議は難航し、円満かつ早期の解決は困難になるおそれがあると。その結果、争いが長期化して、多額の訴訟費用や行政リソースを費やすこととなって、町自体が最小の経費で最大の効果を上げるという行政運営の基本原則にも反し、町民利益を著しく損なうということが生じると。そういういろいろな観点から、町のほうも今回、和解金というところで穏便に解決をするという判断をされたんだらうと思います。

今回の和解金に関しては、やはり双方がしっかり合意をした上で、納得をした上で、和解金100万円というところでしっかり、言葉は悪いですが手を打ちましょうというふうにされたんだらうと思います。

これをもう一回ゼロベースに戻して契約書に基づく違約金という解釈でやってしまうと、それこそ本当に長期化して、ますます町民の利益は得られないというふうに私は考えております。いろいろな趣旨、いろいろな考えがそれぞれの議員さんにももうあられると思いますけども、そこら辺しっかり各個人で判断をしていただいて、何とぞこの執行部から今、御提案があつておりますが、御賛同いただきますようお願い申し上げて、私の賛成討論を終わらせていただきます。

○議長(高木洋一郎君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

## 9番 秋丸議員

○9番(秋丸要一君) 9番、秋丸です。私は反対の立場で討論をさせていただこうと思います。私は、操業実態がないので、義務違反及び契約不履行であると考えています。

町は、不履行ではないと言い続けてます。ここが一番おかしなところで、本来ならば誰が見て

も操業実態がないので、不履行のはずだと思います。町の主張は不可解です。

町は突然、100万円で決着したい内容の和解案を出してきました。和解といえば多くの人は何かめ事でも起きているのかと思うのは当然のことです。実際、多くの方々がそういうふうに私に問いかけてきました。

今回の場合は、相手企業に300万円の違約金を請求し、払ってもらえば即、解決となります。和解案など不必要なことです。

それから、和解案なるものを町から相手企業に申し入れたとのことでしたが、つまり、町は請求すれば300万円もらえるはずなのにあえてしなかったのはなぜだろう。

契約書には和解をしてもよいとは一言も記されていません。契約書どおりに進めれば、相手側から300万円頂ければそれで済むことです。相手企業に300万円の請求をされたのか。相手企業を付度しなければならぬ理由があったのか知りませんが、和解案なるものをつくり、100万円で済ませて終結しようとしているその意図は何か。それは企業へ付度しなければならぬからだとして私は推測しています。

自分自身の都合のよい解釈で、法令を無視して行政運営を進めていくやり方は甚だ許せるものではありません。町が不履行でないとい方的に言い張り続けるのは、100万円で決着するためだったと考えざるを得ません。

行政は法令を遵守し、公平公正、そして透明性のある行政運営でなければなりません。町民の代表である議会議員は、町民の権利と不利益を回避する努力をしなければなりません。

結論として、私はこの買戻しには賛成ですが、原案の和解金100万円で解決しようとする今回の議案85号には反対いたします。皆さんの慎重なる判断をよろしくお願いいたします。

これで討論を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 11番議員坂本でございます。原案である議案第85号「和解及び財産の取得について」、賛成の立場から討論を行います。

町民の財産である旧南小学校とおっしゃいます。しかしながら、相手企業様にとっては、これまで社員も多く町内の社員の方も多く抱えて、その生命も支えてこられたのではないかと思います。まして最近、和水町においても高齢化により耕作放棄地等も進んできております。相手企業さんにとっては、大豆の生産、麦の生産において耕作放棄地の解消にも寄与されているところでございます。

また、まるっきり手をつけずにというふうに私は解釈をしたわけですが、これまでやはり設計、また解体の設計、直前まで努力をされたというところになってくるのかなと思います。

これまでの相手企業さんの対応の仕方を見ても、和解という言葉で100万円という和解金で済ませるのが一番合理的なやり方だと思います。

今回の議案に対しまして、これで賛成の立場から討論を終わります。議員各位におかれまして

は御賛同賜りますようお願いして、賛成討論を終わらせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。

よろしいですか。

原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第85号「和解及び財産の取得について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和7年第3回和水町議会臨時会を閉会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

（お疲れさまでした）

---

閉会 午前11時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員